

1. 事業概要

(1) 目的及び内容

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯当たり5万円の現金をプッシュ型で給付する。

(2) 対象世帯及び対象世帯数

令和4年9月30日現在、北上市に住民登録がある者のうち、下表に該当する世帯。ただし、次の世帯を除く。

- ア 課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- イ 租税条約による免除適用の届出によって市民税均等割が課されていない者を含む世帯

	対象世帯	世帯数	備考
①	住民税均等割非課税	8,000	生活保護540世帯含む
②	家計急変	100	予期せぬ家計急変により①と同様事情にある世帯
	合計	8,100	※世帯数は、マイナンバー税連携前の概算値

(3) 事業費

扶助費 405,000千円(8,100世帯×5万円)
事務費 6,737千円(人件費、通信運搬費、手数料、委託料等)
計 411,737千円

(4) 財源

補助(補助率:国10/10)

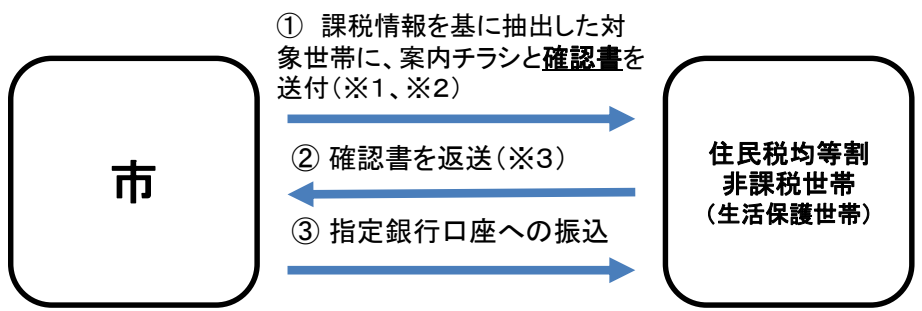
(5) 事業実施期間

令和5年3月31日まで

(6) 市民等への周知方法

- ・HP、広報紙、CATV、CFM、施設へパンフレット配架にて周知
- ・上記のほか生活保護相談窓口、社協の生活福祉資金貸付窓口、生活困窮者相談窓口等での案内

2. 事業スキーム等



- ※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。
- ※2 令和2年度に実施した特別定額給付金や令和3年度及び4年度非課税世帯等への特別給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き(口座番号等の記載不要)を可能にする。
- ※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「未申告でないこと」を確認の上、市に返送。

・要申請世帯、家計急変世帯は、申請に基づき給付

3. 事業スケジュール (案)

- ・10月下旬 実施要綱制定
- ・10/31 市議会臨時会議(一般会計補正予算)
- ・11月中旬 確認書郵送、申請受付開始
- ・12月上旬 給付開始
- ・1/31 申請期限(確認書・要申請・家計急変)
- ・3/31 事業終了